

スウェーデンの聴覚障害者 —日本との比較を通じて 水野 映子

スウェーデンは、面積が日本の約1.2倍、人口が日本の約14分の1という北欧の国である。国の規模は大きくないが、福祉の先進国として名高い。

筆者は今年5月、スウェーデンの首都ストックホルムを訪れ、現地の聴覚障害者^{注1}やその関係者と接する機会を得た。日本には、スウェーデンの福祉に関する文献が多く存在するが、その中で聴覚障害者について書かれたものは比較的少ない。そこで本稿では、筆者の体験を交えながら、日本との比較を通じてスウェーデンの聴覚障害者をめぐる現状について述べる。

＜スウェーデンでは7人に1人が聴覚障害者＞

スウェーデン政府の統計機関であるSCBによると、16歳以上の人のうち14.1%、すなわち約7人に1人には聴覚障害がある（図表1）。このデータは、たとえ補聴器を使っても複数の人の間での会話を聞くことが難しいと答えた人の割合を示している。一方、厚生労働省によると、日本には18歳以上の「聴覚障害者」が約27万6千人いる。この数が18歳以上人口に占める割合は、0.3%にも満たない。

これらの割合に大きな差がある理由は、言うまでもなく聴覚障害の範囲が異なることにある。日本における「聴覚障害者」とは、身体障害者手帳を持っている人を指す。身体障害者手帳を取得できるのは聴力が両耳70dB（デンベル）以上の人に限られる。70dBとは、身体障害者福祉法では「40cm以上の距離で発声された会話を理解し得ない」程度とされており、かなり高度の難聴に属する。従って日本では、耳が聞こえにくくても70dB未満の人は「聴覚障害者」に含まれず、その数や割合に関する公的データもない。一方、スウェーデンでは、日本のように聴力で区切られた「聴覚障害者」という概念はない。

図表1 スウェーデン・日本の基礎的データおよび聴覚障害者に関するデータ

		スウェーデン	日本
面積		450千 km ² (資料1)	378千 km ² (資料1)
人口		9,373千人(資料2)	127,427千人(資料3)
聴覚障害者	データの範囲	16歳以上のうち「たとえ補聴器を使っても複数の人の間での会話を聞くことが難しい」と答えた人	18歳以上の「聴覚障害者」 ※聴力が両耳70dB以上(または、一方の耳が90dB以上、もう一方の耳が50dB以上)の人
	人数	1,040千人以上(資料4)	276千人(資料5)
	該当年齢の人口に占める割合	14.1%(資料6)	0.3%(資料7)

資料1：矢野恒太記念会、2009『世界国勢図会 2009/10』

2：2010年6月30日現在の人口。Statistiska centralbyrån(SCB)ホームページ (<http://www.scb.se/>) より。

3：2010年3月1日現在の人口。総務省「人口推計」より。

4：SCBのデータにもとづき、スウェーデン難聴者協会 (HRF) が推計した人数。

Hörselskadades Riksförbund (HRF), 2008, HRF's årsrapport 2008 om hörselskadades situation i Sverige

5：厚生労働省、2006「平成18年 身体障害児・者実態調査」

6：Statistiska centralbyrån(SCB), 2007, Undersökningarna av levnadsförhållanden

7：総務省「人口推計」にもとづき、資料5の調査時における18歳以上の人口に占める割合を筆者が推計。

<聴覚障害者に対する公的支援の範囲が広いスウェーデン>

このように聴覚障害者の割合が異なる背景には、単なる統計の取り方の違いだけでなく、支援すべき対象者の範囲をどうとらえるかという制度的な違いがあると考えられる。では、スウェーデンおよび日本の聴覚障害者に対する公的支援のしくみはどのようになっているのだろうか。

スウェーデンでは、保健医療に関しては主にランスティング（landsting:日本の県に相当する広域自治体）が法的に責任を負っている^{注2}。保健医療のサービスには、日常的な場面（仕事・学校・警察・裁判などを除いた場面）における手話通訳・要約筆記などの通訳サービス、後述するテキストフォンやテレビ電話（ビデオフォン）を利用するための機器、補聴器などの補助器具の支給も含まれる。補聴器の場合、その支給対象者や自己負担額は、居住するランスティングによって異なる^{注3}。一方、通訳サービス、テキストフォンやテレビ電話の場合、どのランスティングにおいても必要とする人が無料で利用できる。

テキストフォンとは、聴覚や言語に障害があり一般の電話を使えない人が、写真1のように文字を入力して送受信することによってコミュニケーションを行える機能である。またテレビ電話では、手話による会話ができる。

スウェーデンには、テキストフォンやテレビ電話のサービスを提供している主な企業が3社ある。筆者はそのうちの1社を訪れ、話を聞いた。この企業のサービスは、国内で約2千人が利用しているとのことである。

テキストフォンやテレビ電話の利用者は、通常の電話しか持っていない相手と連絡を取り合うために、「リレーサービス」を無料で使うこともできる。リレーサービスとは、テキストフォンから送られた文字やテレビ電話の手話の内容を声で電話の相手に伝え、また逆に電話の相手が話した内容を文字や手話で利用者に伝えるというサービスだ。

日本においても、リレーサービス（一般に「電話リレーサービス」と呼ばれている）はあり、聴覚や言語に障害のある人がテレビ電話・ファックス・メール等からこのサービスを介して電話の相手とやり取りすることはできる。しかし、スウェーデンほどは普及していない。

ここで日本の制度についてみると、補聴器や手話通訳・要約筆記の利用に対する公的支援を受けられる人は「聴覚障害者」に限られている。すなわち、「聴覚障害者」でない人がそれらを必要とした場合は、全て自己負担しなければならない。スウェーデンだけでなく他の先進諸国と比べても、日本では公的支援を受けられる聴覚障害者の範囲が狭い、と一般に言われている。

また身体障害者手帳を持つ「聴覚障害者」に対しても、前述の電話リレーサービスの利用に対する公的支援はほとんどない。日本においてこうしたサービスが普及しない一因は、個人が負わなければならない経済的負担の大きさにあることがうかがえる。

写真1 テキストフォンを利用している様子



注：画面の中央に通信相手、右下に自分が映し出され、それぞれの入力した文章は吹き出しで表示される。同じ画面で手話によるコミュニケーションを行うこともできる。

<聞こえにくいことを隠す傾向はスウェーデンにも>

こうした面を見ると、日本よりスウェーデンのほうが聴覚障害者にとっては暮らしやすいように思える。だが、スウェーデンにおいても課題がないわけではない。

その一つが聴覚障害に対する当事者の意識である。多くの聴覚障害者、特に人生の途中で聞こえにくくなった人は、聞こえにくいことを隠したがりに補聴器も使いたがらない、周囲にサポートを申し出ることもためらいがある、という声をストックホルムで出会った人々から聞いた。日本の聴覚障害者にこうした意識があることは以前から指摘されているが、スウェーデンでも多かれ少なかれ日本と似た状況があることは、筆者にとってはやや意外であった。

この意識は、スウェーデン難聴者協会（HRF）が聴覚障害者に対して実施した調査結果^{注4}にも表れている。調査によると64%、すなわち約3分の2の人は、職場の雇い主や同僚に対して聴覚障害があることを話していない。聴覚障害があることを周囲に明かさず、サポートのない環境で長い間働くことは、聴覚障害者にストレスや疲労をもたらすだろう、とHRFは指摘している。

また、聴覚障害を隠すことは、自身の孤立も招く。こうした状況を改善するため、聴覚障害者同士が親交を深めることを目的としたパーティーなどのイベントも行われている。写真2は、ストックホルム市内のあるバーで聴覚障害者（主に難聴者・中途失聴者）が集まっている様子である。筆者が訪れた際には、10人余りの人が参加していた。こうした集まりは定期的に催され、

写真2 聴覚障害者の集まり(ストックホルムにて)



インターネットなどを通じて告知されているという。彼らは、読話（口の形の読み取り）や補聴器を通じた声の聞き取り、身振りや手話単語などを用いて、コミュニケーションを行っていた。ネットワークが少なくなりがちな難聴者・中途失聴者だからこそこのような交流の場が必要なのだ、という声も参加者からも聞かれた。

筆者が短い期間で見聞きしたスウェーデンの聴覚障害者の現状は、ほんの一部に過ぎない。しかし、そこには福祉の進んだ国というイメージ通りの優れた面がある一方で、日本と共通する課題があることも垣間見えた。今後もスウェーデンやその他の国の聴覚障害者に関する知見を広め、日本との相違点を探っていきたい。

注1：聴力、失聴時期、使用言語（手話／音声言語）、アイデンティティなどによって難聴者、中途失聴者、聾（ろう）者という用語が使い分けられることもあるが、本稿では便宜的に、聴力の低い人を聴覚障害者と総称し、そのうち日本における身体障害者手帳の所有者を括弧付きで「聴覚障害者」と表記した。

注2：伊澤知法、2006「スウェーデンにおける医療と介護の機能分担と連携」『海外社会保障研究』156

注3：Hörselskadades Riksförbund (HRF), 2009, HRF's årsrapport 2009 om hörselskadades situation i Sverige

注4：出典は図表1の資料4と同じ。